

会報
36号



函館の歴史的風土を守る会会報
No. 36 1990. 10. 15
発行所 函館の歴史的風土を守る会
事務局 函館市五稜郭町43-9
五稜郭タワー株式会社内
電話 (0138)51-4785
印刷所 双葉印刷 電話 53-7730番

都市景観の保全を考える

(市民の声をどうして反映させたらよいか)

当会顧問 今田光夫

函館西部地区での「高層マンション」の乱立について、市民の間から反対の声があり、何らかの規制をもとめる声が強い。

開発の進行につれて、はじめは快適性が増すことは確かだが、やがて頭打ちとなり、さらに開発が進むと快適性はかえって低下するのが一般といえる。つまり開発努力(投下された資本と技術と労力などの総和)と開発効果(市民生活に与える影響)の相関関係は放物線を描くと思われる。

開発行為の場合は、快適性も開発努力量も数値としてあらわににくいから、両者の間に放物線状の曲線関係があるとしても、変曲点を予かじめすることはできない。結果から判断するだけとなろう。環境の快適性を守るためには、開発行為の初期の段階のうちに警戒体制に入らなければならないことを意味している。

函館歴風会は重要文化財ハリストス正教会の建つ丘を「鐘の鳴る丘」と名付けて、函館の「原風景」の一つとした。この丘に立てば、神社、仏閣をはじめキリスト教各派の教会堂が一望のもとに収められる。函館の歴史の証として他に例の少ない景観である。その一つ一つは画題であるが、最近では高層マンションが画面の構成を妨げる。チャーチル会員は画題が失われたと嘆いている。

これらの伝統的建造物は、函館の貴重な財産であるとともに、訪れる人々の心をなごませる。

倉敷市は倉敷川に沿った白壁の町並みに隣接するホテル用地を市が購入することとした。「景観を守るための土地買収条例」の適用第一号である。高い買物となるが景観には代えられないというわけである。

景観条例を制定している都市は多い。函館の西部地区の景観条例もその一例である。マンション建設は大きな騒ぎとなっているが、現行の法令にてらせば違法とはいえないし、現行の条例だけでは景観は守り切れないことも事実である。

各市民団体の陳情や新聞紙上の報道から函館市民が

「函館らしさ」を愛し、その存続のために、高層マンションの乱立に危機感をいただいているのがよくわかる。

行政が市民の声を入れる＝古めかしく表現すれば民の声を吸いあげて、いかに対応するかが、現代行政の最大の課題であろう。

ハリストス正教会隣接のマンションについては、市長自らが大手業者を訪れて火の手は一応おさえられたが、こんなことが繰り返されるようでは、函館市民の恥となろう。

市民の声を反映させる方法として考えられたのに「環境アセスメント」がある、環境庁の原案は「開発行為が大気・水土・生物などの環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止対策について代替案を含め、事前に評価と予測を行う」であったが、これには財界と通産省の反対が強く、「第三者による評価・公開・人民参加」の原則すらも取り入れず、都市計画事業も対象からはずされ、国民の期待を裏切ってしまった。函館の高層マンション問題に「環境アセスメント」を適用するわけにはいかないが、函館の西部景観地域に景観の保全を目的として、環境庁の原案を生かした新条例を制定して対処することが必要であると判断される。

あくまでも私見であるが、

1. 歴史的景観条例の精神にのっとり、函館市として「街づくり宣言」を公示すること。それによって観光都市として、景観保全の重要性を明確にする。
2. この宣言に基き景観地域の広大をはかる。それには、歴史的景観にとらわれず、景観の保全上から、大火被災地の一部も取り入れる。山麓地帯にも及ぼす。
3. 「宣言」に基いて「建築確認」の際の行政指導を強化する。

(1) デザイン委員会の権限を大きくする。

(2) 公表と事前評価をくりかえし実施して、市民の要望を受ける方法を制度化する。

和歌の浦から函館へ

和歌の浦を考える会幹事

(和歌山大学助教授)

米 田 頼 司

和歌の浦では、現在、辛うじて残されてきた万葉以来の歴史的景観が、無惨にも破壊されつつあります。6万人に上る署名に示された多くの反対世論を無視して、車道橋「新不老橋」の建設工事が、和歌山県によって進められているからです。(昨年5月23日に着工、来年3月に完成予定)。この「新不老橋」の建設には、県もかつてなかったような強固で広範な反対運動に遭遇し、大きなダメージを受けているのですが、それにもかかわらず、県は驚くような強引さでその建設を急いでいます。私達は、こうした背景には、根深い今日的な問題状況があると見ています。それは、「新不老橋」が、大阪湾に建設されている関西新空港とリゾート法に“発生源”を持つ巨大リゾート開発に伴う道路網構築計画の一環だからに他なりません。和歌山には、豊かな自然があり、どこを掘っても何か歴史的に重要な遺物がでてくるような歴史と文化が累積、重畳しているところですが、今、行政は、こうした自然や文化をスクラップにしてでも、“活性化”の掛け声の下に、大規模なリゾート開発を押し進めているのです。「新不老橋」建設問題は、こうした状況を最もよくしめしていると私達は考えています。

ところで、私達は、景観破壊は、極めて深刻で重大な環境破壊であると考え、運動してきました。日本における環境への切実な関心は、惨状を極めた公害に始まり、自然環境の保護運動へと展開しています。しかし、景観破壊については、公害のような悲惨さが露呈しないこともあって、まだまだ、単なる主観や問題であるとか、とるに足らない二次的な問題であるとか考えられがちです。しかし、景観は、水や空気と同じように私達の生存環境に不可欠なものです。私達が肉体的な健康を維持し、また精神的成長やその安定、潤いを保つには、言うまでもなく一定の良好な環境が必要です。このような環境全体の状態は、景観という形をとって現れます。私達は、環境の全体状況を景観という形で直接に五感で感取するのです。私達は、景観を抜きにして、自然への畏敬の念、地域社会への愛着というものを考えることが出来るでしょうか。景観は、人間の五感に直接に作用する点で、人間の精神作用、文化的生存にとって何にも増して重要なものです。私達が、万葉以来の第一級の歌枕である和歌の浦の歴史的景観破壊に反対して訴えてきたのは、和歌の浦が私達の人間としての生存に必要な不可欠な文化的・精神的環境であり、この歴史的に育まれてきたかけがえのない公共的な環境を破壊することは、何人といえども許されないということです。

私達の運動は、現時点では実を結んでいません。しかし、私達が問題とし、訴えてきたことの重要性は、

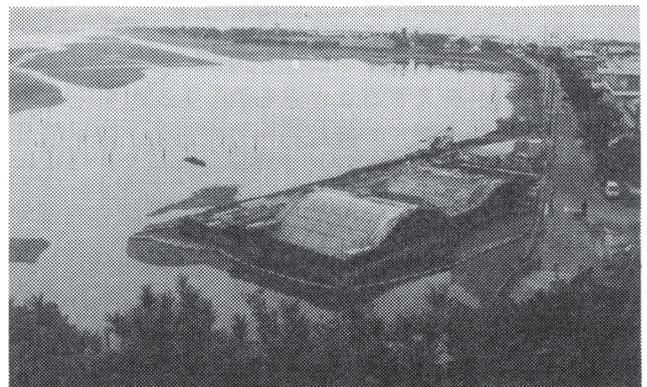
むしろ建設工事が強行されに及んで、一層大きくなっていると私達は考えています。今、かつての高度経済成長期にも勝る大規模で急激な開発が全国で行われています。私達が遭遇しているのと同様な問題が全国各地で起こっているに違いありません。私は、函館でも景観問題が起こっていることを知るに及んで、私達のこれまで訴えてきたことの意義や景観問題が全国的にはどのような様相を示しているのかを確認すべく、先月函館に参りました。私の突然の訪問にもかかわらず、田尻さん、太田さん、村岡さんは、忙しいなか貴重な時間を割いて下さり、長時間に渡ってお話ししてくださいました。太田さん、村岡さんは、昼過ぎから深夜までお付き合い下さったのですが、話せば話すほど私は、その根本においては全く同じ問題が函館にも起こっていること、そして、私達の運動が決して無意味なものでないという思いを強くしました。

それにしても、ごく短い滞在でしたが、私が、函館の街とその歴史的風土から受けた印象は極めて鮮やかなものでした。

遥か北方、北西に展開する連山の区切る大空間。そして両側に迫る海。街から西正面に仰ぎ見る函館山。その山裾に開かれた港町。すばらしい坂道。教会群と洋風建築物が醸し出す、明るい雰囲気と端整な歴史的たたずまい。海、山という大自然・大空間のただ中に、地形の妙を生かして開かれた街＝函館には、この地ならではの風土景観と歴史が息づいています。ここに日本中どこでもあるようなリゾートマンションがところかまわずニョキニョキと聳え立つようなことが、許されていいはずはありません。

皆様方の運動こそは、函館の生命力を示しているものに他なりません。この住民運動、市民運動が有るかぎり、函館の街と歴史的風土は、生き生きとしたその姿を保ち続けることが出来ると思います。

皆様方との一層緊密なる交流を願うものです。



建設工事が進められている「新不老橋」

神戸方式による住民のまちづくりについて

神戸市都市計画局計画部計画課主幹

小 西 阿 佐 男

これからは、地域の特性を活かしたきめの細かいまちづくりがますます重要になってきます。街の景観といった観点も含め、幅広く地域に合ったまちづくりを進めていくためには、住民の方々の積極的な参加が不可欠です。そこで、神戸市では「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(神戸市まちづくり条例)」(昭和56年制定)などを基に以下のような流れにしたがって、まちづくりを進めております。

〔まちづくりの進め方〕

① 「まちづくり協議会」の結成

まず、住民の皆さんによって、まちづくりを進めていく組織「まちづくり協議会」をつくっていただきます。

② 「まちづくり提案」の策定

「まちづくり協議会」において、住民の皆さんが地域の抱えるいろいろな問題を話し合い、調査し、よりよい街にしていく為に検討しながら、地域の将来像として「まちづくり提案」をつくります。市長は、まちづくりを進める際にこの提案に配慮することになっていきます。

③ 「まちづくり提案」を実現する為に、「ルールづくり」や「ものづくり」を進めます。

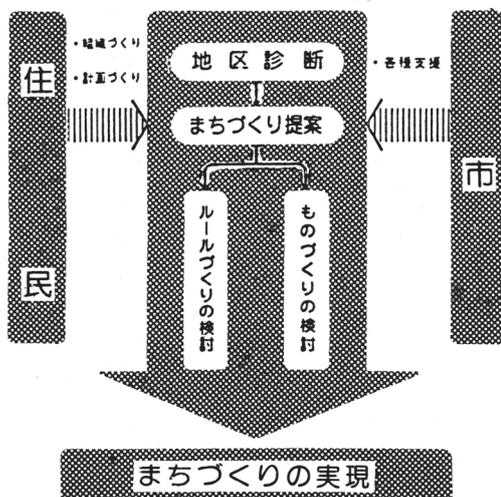
「ルールづくり」とは、地域の将来像を実現する為の一つの方法で、一定のルールを作って、自分たちで守っていくことです。具体的には、市長と「まちづくり協議会」が「まちづくり協定」を締結し、建物の建

て替え等の際は市に届け出をして頂いて協定の内容を守ってもらうことになっています。例えば、建物の用途や業種の制限をしたり、建物の壁面等を敷地境界から一定の距離後退させることによって道路空間を確保したり、又、建物の高さを制限したり、緑に対して配慮するなどそれぞれの地区に合わせたうまいのある空間づくりが進められております。さらに、必要に応じて、「地区計画」として都市計画決定したり、「建築基準法に基づく条例」で制限を定めたりして、厳しく確実にすることもできます。

一方、「ものづくり」ですが、住民の皆さんと市が協力して、地域の実情にあった事業方法で、コミュニティ道路や公園等を整備したり、建物を共同化するなどして実際に街を作っていくことです。

神戸市では、このような住民の皆さんのまちづくり活動を支援する為、まちづくりの専門家を派遣する「コンサルタント派遣」やまちづくり協議会の活動を援助する「まちづくり助成」などの制度も用意しております。

市も住み良いまちづくりに向け努力をしておりますが、何にもまして重要なのは、住民の皆さんの創意と熱意による息の長い取り組みです。まだまだ、神戸市のまちづくりの取り組みは十分とはいえませんが、神戸方式の「住民参加のまちづくり」が少しでも函館の皆様方のまちづくりのお役にたてれば幸いです。



函館西部地区の景観保全への提案

北海道工業大学名誉教授

遠 藤 明 久

さる8月31日、〈西部地区の景観を考える議員の会〉主催の市民公開講座で、私は「函館西部の景観保全のための具体的方策」について、2時間ほどお話する機会を得た。当日、函館市当局の説明と伝えられる「駆け込み申請の高層アパート問題を処理できれば、事後は、景観条例の適用で、西部地区の景観は保全できる」とする見方について、私は疑問だとし、条例の手直しと並んで、都市計画の規制の強化が必要であることなど、二、三の指摘を行った。小文は、当日の話の提案に一、二の点を加えたものである。

1. 高さのコントロール

景観条例は、適用地区内に新增築する建築物の高さの規制が、骨格となっている。私は、西部地区を歩き回ってみて、条例と、都市計画の用途地域の決め方とに、いくつかの問題があると考えた。両者は、機能するよう適用しなければならぬと思った。

(1) なぜ都市計画の高さ規制を併用しないのか。

ハリストス教会のすぐ横に、高層アパートが出現しそうになって大騒ぎになった。原因は、この地に都市計画の第二種住居専用地域(二種住専)が指定されていて、建物の高さに制限がないことにあった。二種住専は、「中高層住宅に係わる良好な住居宇の環境を保護するため定める地域」(都市計画法9条1項)である。つまりハリストス教会の横並びの土地は、都市計画の上では、高層アパートの出現を予想しているのである。しかも、この二種住専の都市計画決定は、昭和48年6月1日告示である。景観条例制定の際、当然、手直しをすべきであった。今もなお、放置している。

景観条例の理念からすれば、第一種住居専用地域(一種住専)つまり「低層住宅に係わる良好な環境を保護するため定める地域」(都市計画法前出同条)とすることが至当であるから、この辺の市当局の判断は不可解である。一種住専は、建築物の高さを、都市計画で、10m以下または12m以下のいずれかに定めることとなっている。ハリスト

ス教会の横並びや背後の場合は、10m以下を選ぶべきだろうから、景観条例施行と同時に、都市計画の用途地域の一変更を措置しておけば、問題の建築行為はありえなかったのである。

〔附言〕ハリストス教会隣接地問題は、あの敷地が景観条例の歴史的景観地域の区域外に位置し、景観条例の建築物の高さ規制(10m以下)の適用がないことがねらわれたのである。別の見方をすれば、歴史的景観地域の範囲の妥当性がとほれているともいえよう。

また、西部地区の既存建物の建ぺい率の現況からみて、一種住専の変更をためらった、という話を聞く。建築更新の際、建ぺい率の上で支障が生ずる危惧があるというのである。だが、一種住専の建ぺい率は、現行の二種住専、住居地域と同一の値でも都市計画決定できることになっている。(建築基準法53条1項)。函館の都市計画では、北東郊外の新しい住宅に対し、一種住専を広く指定している。

(2) 高度地区手法の適用

景観条例にいう「景観形成」は、どの位置から、何々を対象に、どのように見えることを指すのか。条例の高さの規制値を頭に置き、現地をくまなく歩いてみたが、上述の焦点がはっきりしない。私の憶測で正しくないかも知れないが、市当局や審議会、市議会の規制値の選定経緯が公表されていないため、疑問を解消する方法がない。また、条例の高さの規制の線で建物が更新していくと、条例適用地区の景観がどう変化するのか、コンピュータ画像でシュミレーションできるはずだが、作成、公表されていないらしい。同じく、駆け込み申請のアパート群が建ち並ぶと、地区の住民の方々が享受してきたが景観が、どの程度目隠しされ、奪われてしまうのか。この危ぐに対しても、納得するような説明がされてなく、我慢の程度をはっきり示さない、と聞く。

想像、かつ、手さぐりで、心配しなければならぬ事態の処理の仕方は、はなはだまずいと指摘したい。

景観条例の高さの規制の考え方で欠落していると、思うのは、地区住民が、日常、それぞれの自宅の中や庭先から、港を見下ろしていた眺望の喪失を、どう獲るか、という措置である。現状の凍結保存の規制は不可能であるから、地区内の建物が更新すると、眺望が変わり、損なわれることは避けられない。しかし、適度の保持は必要で、景観条例の上で調整されねばならない。そのため、函館山の等高線に沿う道路、例えばバス道路の両側の建築物の高さを抑えるなどの措置は、検討すべきである。規制の方法としては、都市計画の高度地区(都市計画法8条1項3号)を帯状に指定し、建築物の最高の高さの規制値の選択には、次に述べるアンケートを実施し、地区住民の方がたの、港内水面の見え方の実態把握が必要であろう。

(3) 港を見る眺望のアンケート

地区住民の方が、①それぞれの住宅または庭から、②港の水面、③港外の水面、あるは④大森浜の水面が見えるか、⑤1階から見えるのか、⑥2階だけから見えるのか、⑦庭だけから見えるのか、を住宅の属性(住居表示番号、建数)と合わせて調べ、その結果を地図上の各住宅の位置に落とし、海面眺望の現状、範囲を把握したい。港内が見えるだけの質問では漠然としているから、ウォーターフロントの知名度の高い5~10棟の建物がみえるかを尋ねるのがよい。アンケートは、平易な文章で、簡単な内容とし、答えやすく、集計しやすい形とする。対象は、バス通り両側から山寄りの区域の住宅だけでよい。

2. 函館山ろく全体の景観保持

景観条例の考え方でいま一つ私にわからないのは、条例適用地区に、青柳町の大部分と谷地頭地区を除外していることである。この点は、市民からも強く指摘されているから繰り返す要がないが、「歴史的景観」のタイトルにこだわって、地区外の景観形成をなぜ自由放任していいのか。駆け込み申請のアパートで知ったような景観破壊に直面しているだけに、その理由がわからない。

私は、外人墓地からハリストス教会前、護国神社前、函館公園裏を経て、立待岬へ至る散歩道の大ファンである。この散策路沿いに展開される豊かで、魅力にみちた景観は、他都市では得難いものだ、と考えている。この道路沿いを都市計画の風致地区に指定すべきではないか、とさえ思っている。道路沿いの景観要素(建築の形態、色彩、植栽、石垣、塀、道路舗装、照明灯、路上工作物など)は、そのデザインにガイドラインを示して、好ましい形に修景保全し、いつそう魅力あるものとし、同時に、その通景(ヴィスタ)を確保して、仕上げていくことは、景観条例の大きな役割である、と信じている。

今回、函館山の山すその細かく歩いてみて改めて思ったことは、一つは、ペンキ塗り建物の塗装の塗り替えが行われれば、一段と地区の魅力を増すだろう、ということである。旧金森ビルの黄色の復元、相馬倉庫に代表される倉庫群の屋根に塗装を行うことも望みたい。さらに、函館山山すそ全体の景観の魅力を倍加するためには、北欧都市が行っているように、ある規模以上の建物の屋根のあるいは壁面の色彩調節を、専門家の参加を得て、実施すべきではないか、と考える。この機会に合わせて提案したい。

—前略— いま、リゾート開発などを含めて「第二の列島改造」ともいえる全国的な伝統的自然や文化的景観の無雑作な破壊が進行しつつある。かつて町並み保存運動は地方の町や集落からはじまり京都にも伝建地区が数ヶ所選定された。しかし、そうした小景観ではなく、それらを包括する大景観が今、危機に瀕している。日本列島至る所に奇妙な建

築や高層ホテル・マンションが建ち、全国数十の小京都も危ない。いま「日本の顔」であり、世界的な歴史的都市である京都で必死で戦われている。21世紀に伝えるべき「文化」に責任をもとうとする市民と、まちづくりにフィロソフィをもたない開発者やその同調者との戦いである云々……………

京都大学名誉教授 西山卯三 「報」10号より転載

れきふうツアーに参加して

会員 伊藤 良子

昭和32～33年頃、小樽第三埠頭手前の運河に沿って水上警察署官舎があり姉一家が住んで居た、当時札幌に住んでいた私は度々訪ねたものです。暗く濁んだ水面に浮かぶ古ぼけた舢。港や運河をはじめ見る私にはすべてが珍しく、絵どころのない者でさえ、絵になる風景だと飽かず眺めたものでした。

小樽運河埋め立て問題がもちあがった時、それを守ろうと懸命に頑張っておられる方がたに函館の片隅から声のない声援を送っていました。

小樽・函館は斜陽の街で、若者を引き止める受け皿が少ないという共通性がある代り、昔の繁栄を物語るかけがえのない遺産を多く持っているという点でも似ているという事を、今回の小樽見学で大変よくわかりました。

小樽の市街を歩いてみて先ず目につくのは石造りの建物が多という事です。一口に石造り建築といっても、素材、用途により色やデザイン、工法の違いがあるにもかかわらず、皆どっしりとして重厚な印象をみる人に与えます。坂の多い不安定な小樽の街に石造りの建造物がとてもよく似合うのです。旧日本郵船社屋の修復に釘1本にいたるまでこだわって吟味を重ねて成し遂げたといわれる説明者の説得力のある解説に思わず引き込まれた。ライトアップされた日本銀行の威容、銀行の彫刻の素晴らしさ!! 皆、古きよき時代が

残してくれた小樽の誇るべき財産の数々です。時間がなく後髪引かれる思いで移動しなければならなかった事が残念でした。夫の母方の出自が小樽、余市なのでルーツを辿るべく昔を知る縁者が在命中に同方面を充分時間をかけ自分の足で歩いてみようと思っています。

第2日は開拓村と開拓記念館の見学でした。野幌原生林を生かした広大な敷地に点在する開拓当初の歴史的建造物の数々。若し、この地に函館の旧渡島支庁庁舎があったなら、どんなにか見事な景観だろう。「でも、やっぱり函館に残っていて本当によかった」と改めて胸なでおろす思いでした。それにしても、失われる前に、よくぞこれだけのものが集められたと……。漁場の前浜の再現、農家の庭先には、亜麻、除虫菊等々、昔ながらの作物まで植えられているという心憎いばかりの配慮には感嘆するばかりです。広い敷地全体の手入れもゆき届いて気持よく、緑の芝生につりばな・まゆみ等の木々の赤い実が映えて、紅葉のおくれの無念さを充分補ってくれました。

長雨の合い間の輝くばかりの秋晴れを、ベテランドライバー関さんの運転に安心して身を委ね、充実した2日間の体験でした。

事務局の皆様のお骨折りに感謝します。



開拓村・旧札幌駅前にて(撮影=宇野 均さん)

その後の旧谷地頭小学校保存運動について

谷地頭小学校の保存活用をすすめる会
代表 富岡 由夫

昨年の12月市議会で旧谷地頭小の件は継続審議になり、今年の9月まで寿命がのびた。この間、具体的な市議会での審議がなされずにいた処、9月18日の総務委員会で理財部長より更に延長して今年の12月までに具体的な結論を出したいとの説明があった。私共の運動は一步前進したことになるが保存決定まで更に頑張りたいと思う。以下前報に引き続き本年2月以降の運動経過について報告する。

1. 説明会、PR活動などの実施

- (1) 「旧谷地頭小保存運動の経過について」れきふう1634より抜粋。「現に生きている建築は使いこなすのが当然」越野 武。道新抜粋を1500部印刷。谷地頭町、住吉町に配布：平成2年4月20～29日。
- (2) 「旧谷地頭小保存活用ガイド」161、162、163。各3000部作成。谷地頭、住吉、青柳の各町に配布：平成2年6月27日。
- (3) 「私達の谷地頭小を語る夕べ」：平成2年7月23日PM7。谷地頭町会館。浜島、富岡、金野の三講師が谷地頭小校舎の特色、各地の建造物保存運動。陶芸教室による活用例について話あり。そのあとスライド上映する。

- (4) 「道内最古の木造校舎」「貴重な教育記念物を保存活用しよう」の立看板3枚を作成。旧校舎、立待岬入口、町内に立てる。立止って見る人が多い。：平成2年9月5日。

2. 市議会、市側との対応

- (1) 上谷市議予算特別委で質問：平成2年3月14日。斎藤企画部長より谷地頭小の4月～9月の警備予算79.7万円計上されたとの答弁あり。
- (2) 校舎の一時借用を申出る：平成2年4月8日。工藤理財部長へ修学旅行生を対象とした陶芸教室に利用することを願出る。あとから不可の連絡あり。
- (3) 市側との懇談会：平成2年9月7日。住吉町会館。PM4。岩原助役、各部長13人出席。当方は11人出席。文化財審議会をもう一度開くこと。校舎の修復については正面部分を残すこと。活用団体の提案事項などを要望した。
- (4) 総務委員会の席上市側より「旧谷地頭小の校地問題と経過」の報告あり警備予算を予備費より出して3ヶ月延長し、12月議会で結着をつけたいとの意志表示があった。

今心と知恵と力をあわせよう！

函館西部地区の景観等を考える議員の会
事務局 長 石井 満

明治の香りが色濃く残り、景観の素晴らしい西部地区に、本州大手資本と一部地元不動産屋が、金にものをいわせ強引に土地を取得してマンション等を建てています。

結果、土地の価格が、ここ2～3年の間に5～10倍にも高騰する。そして地区住民に強迫まがいの立退きを迫る。マンションは投機対象での購入のため、人が住まず地域社会を破壊し殺伐とした街が変わりつつあります。

あまつさえ、市民の心の古里である、歴史的な建物と函館山の緑との調和、古い民家の連なりが、かもし出すあの独得な景観が破壊されつづけており、今重大な局面にいたっています。

これに対し、あたかも巨象に立向かう小人のように市民が素手で必死になって高層マンションの乱建設を阻止しようとしています。

このような緊迫した重大な問題に、市民の代表と自認している議員が、無関心ですむ訳がありません。

今回市民のこうした悩みを、同じレベルで共有し合い、一緒に考えるべく「函館西部地区の景観を考える議員の会」を8月24日に発足させました。

これには社会・市民連合と共産・市民クラブの全市議18人のほか、公明から2人がオブザーバ参加をいた

だき、代表委員である本間新、杉山博康、宮野千秋の3議員と共に活動を続けています。

8月31日には「市民公開講座」を開き、9月21日は景観保全の先進地である藤沢市を視察する等して勉強と積み重ねてきたところです。

その成果が道新9月20日報道で、社会・共産・市民クの三会派が共同による「市西部地区歴史的景観条例」の一部改正案をまとめたとあります。

当面の緊急課題は、函館山山麓でも景観地域から外れた西部地区の高層ビルの建設に歯止めをかけることであり、それも出来るだけ早く、建築主に指導・助言出来るものにし、市民の運動にいくらかでも力になればとの思いからです。

改正案の主な点は①西部地区の区域に谷地頭、住吉両町を加える②指定区域外でも景観形成に大きな影響を及ぼすおそれがある場合、適切な措置をするよう市長が助言、指導できるようにする……など現行条例より厳しい内容となっています。

しかしこの条例が成立するかどうかは、予断を許しません。

共に、心と力を合わせ頑張っていこうではありませんか、このことが素晴らしい街作りにつながっていくことになると確信しております。

富田由夫様へ

東京工業大学助教授

藤岡洋保

…前略…

谷地頭小学校校舎は戦前の木造小学校の典型的な要素を備えたもので、公立小学校という制約の中で少しでもりっぱな建築的表現を与えたいという意図のもとにつくられたもの、と判断されます。

次はその文化財的価値の問題です。

越野先生もいっておられるように、戦前にはごくあたりまえだったこのような校舎はいつのまにかすっかり姿を消し、正確な数はわかりませんが、いまではほとんどみられないのではないかと思います。その点では、富岡様も指摘しておられるように、当時のスタンダードを今に伝えるという点では貴重な存在といえましょう。しかし、たとえば国の重要文化財に値するかという点、私見ですが、残念ながら少々無理があるかと存じます。…中略…

しかし、重要文化財に指定できるような建物ではないから残すに値しないとはいえません。函館だけを見ても、金森ヒストリープラザやホテル・ニューハコダテ、ユニオンスクエア明治館など、重要文化財にはなりませんが、函館の往時を偲ばせるだけではなく、独

特の町並みを形成する要素として貴重な存在です。

そもそも函館市が国の重要文化財の指定基準を踏襲していることが私には理解しかねます。国の文化財とある地域の文化財の概念がちがっていっこうにかまわないはずで、というよりも違う部分を持つべきだと思います。国の基準にしたがえば、奈良や京都にあるものだけが貴重でそれ以外の地域のものは二流だということになりましょう。芸術的なしつの高さからいえばたしかにそうかもしれません。しかし、「一流の文化財」だけをわれわれの日常生活とは違う場所においてときどき鑑賞すればいいという態度は、「文化財」に対するあやまった理解であるだけでなく、「文化財」の概念そのものをあやうくするものだと思います。さまざまなレベルでわれわれの生活にかかわってこそ、「文化財」といえるのではないのでしょうか。私は函館には函館独自の基準があつてしかるべきと信じます。函館の歴史を語るのにこの建物が必要だとなれば、「函館の文化財」としてのこしていいのです。中央に気兼ねする必要はありません。云々 後略…

事務局だより

- ※6月21日 総会欠席会員へ報告事項も含め総会関連資料を発送し運営委員に委嘱状をおくった。
- ※6月23日 第13回全国町並みゼミ京都大会へ田尻副会長、加賀谷委員が出席した。
- ※6月26日 高層建築を考える会—以下考える会—(当会を含め11団体で構成し代表は当会浜島会長)が提出したヨハネ教会隣接地のリゾートマンション中止の陳情が全会一致で決議されたことへ敬意を表し改めて市・市議会へ「町づくり宣言」の実現を求めた。
- ※7月18日 15日新指導要綱施行にともない考える会は対策の緊急性を訴えるべく「緊急アピール」を市へ提出。
- ※7月28日 第11回ふるさと写生公募展開催要項を市内保育園、幼稚園、小・中・高校へ発送。
- ※8月20日 元町クラブ主催の「西部の町並みを考える」会へ当会より多数参加、学習した。
- ※8月31日 市議会有志による「函館西部地区の景観を考える議員の会」主催の市民講座へ当会より多数参加し学習を深めた。講師は遠藤明久先生と神戸市

役所の小西阿佐男さん。

- ※9月29日～30日 小樽運河を訪ねての「れきふうツアー」を実施し参加23名現地参加4名、小樽では峰山さんはじめ再生フォーラム(代表篠崎商大教授)の方々の御高配をいただき、運河周辺、日本郵船等の名建築、祝津の青山別邸等を見学、夜、再生フォーラムの方々との懇親会で有意義なひと時を過した。札幌の東急イン宿泊、翌日開拓記念館、開拓村を宇野さんの先導で見学、秋の日を充分楽しんだ。峰山さんはじめ小樽の皆さん、宇野さん、豊山先生大森先生、関さん達のご好意に心より感謝致します。
- ※10月5日 考える会で「青柳町8-2-8-3-7-10」の国有地を景観破壊に手をかすマンション建設業者へ払い下げをしない様到大蔵大臣へ嘆願書を提出した。

…会費納入のお願い…

会費未納の方、よろしくお願ひします。

郵便振替一函館630

又は、拓銀昭和通支店 026-293-407

宛先は、函館の歴史的風土を守る会

住所は、千代台町20-18

遠藤先生はじめ原稿をお寄せ下さった方々へ深謝します。 田尻